

傷害保険のご案内（一般連盟向け）

この保険は、団体の管理のもとに行われた運動競技中、練習中に会員の皆様の万が一の事故に備え、ケガの補償に本保険をご案内いたします。一般連盟加盟チームで、希望される場合は、別紙加入依頼書に必要事項を記入の上、お申し込み下さい。

「補償内容」

1. 死亡・後遺症傷害保険金 147万円
事故の日から180日以内に死亡・後遺症がでたときにお支払いいたします。
2. 入院保険金（日額） 2,000円
事故の日から180日を限度としてお支払いいたします。
3. 通院保険金（日額） 1,000円
事故の日から90日を限度としてお支払いいたします。
4. 保険期間 令和8年6月25日から
令和9年6月25日まで

申し込み期日 令和8年5月15日まで（期日厳守・途中加入は不可）
5. 保険料 1,700円
6. 保険責任の範囲
被保険者が団体の管理下において行う運動競技（練習を含む）中に被った傷害について担保いたします。
（注）・たとえば合宿宿舎内の危険や、団体として移動中の交通乗用中の危険等は、たとえ団体の管理下にあっても担保されません。
・日本国内における傷害危険に限り担保します。
7. 万一事故が発生した場合
事故の日時、場所、被害者名、事故状況をただちにご通知下さい。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意下さい。
8. 連絡先 日産火災海上保険株式会社
代理店 株式会社アシスト
TEL 0297-23-1192